

刈谷市私立保育所施設整備費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内に私立保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項により都道府県知事が認可している保育所をいい、都道府県又は市町村以外の者が運営するものに限る。以下同じ。）の運営を予定している事業者に対し、私立保育所の新設、修理又は改造等の整備（以下「整備等」という。）に要する費用の一部を補助することにより、待機児童の解消を図るために交付する刈谷市私立保育所施設整備費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号）及び就学前教育・保育施設整備交付金の交付について（令和5年8月22日付けこ成事第466号こども家庭庁長官通知）に定める就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において私立保育所を運営し、又は運営を予定している社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、NPO法人又は株式会社とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内における整備等であり、国交付要綱6に定める表の保育所の項、防音壁を設置する施設の項及び防犯対策の強化に係る整備を行う施設の項に掲げる施設整備事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国交付要綱別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表1-4及び別表1-5に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げる対象経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、国交付要綱7に定める費用については、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、国要綱に規定する算定基準により算出した額と対象事業者が実施する補助対象事業の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを

比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を限度とする。ただし、算出された補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「施設整備予定者」という。）は、補助対象事業を実施しようとする年度の前年度の7月31日までに、刈谷市私立保育所施設整備費補助金整備計画書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合で、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 施設整備予定者は、前項の施設整備の内容を変更しようとするときは、刈谷市私立保育所施設整備費補助金変更整備計画書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 施設整備予定者は、第1項の施設整備を辞退しようとするときは、刈谷市私立保育所施設整備費補助金辞退届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、刈谷市私立保育所施設整備費補助金交付申請書（様式第4号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 整備計画書（様式第5号）

(2) 収支予算書（様式第6号）

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、刈谷市私立保育所施設整備費補助金交付決定通知書（様式第7号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

2 補助財産取得時の抵当権設定については、補助金の交付申請書に設けられた申請欄に記載することにより申請し、刈谷市私立保育所施設整備費補助金交付決定及び財産処分承認通知書（様式第8号）により前項の交付の決定と同時に承認することとする。

(変更交付の申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」と

いう。)は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、別に定める日までに、刈谷市私立保育所施設整備費補助金変更交付申請書(様式第9号。以下「変更交付申請書」という。)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更交付の決定等)

第10条 市長は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、刈谷市私立保育所施設整備費補助金変更交付決定通知書(様式第10号)により当該変更交付申請書を提出した者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助対象事業を実施した年度の末日までに、刈谷市私立保育所施設整備費補助金実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 整備計画等実績の概要(様式第12号)

(2) 事業実績報告書(様式第13号)

(3) 工事契約金額報告書(様式第14号)

(4) 収支決算書(様式第15号)

(5) 補助対象経費の支払が分かる書類

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。